

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

○厚生労働省告示第二百二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。  
令和五年六月三十日  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七〇（略） 七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転移性肝がん（大腸がんから転移したもの）であつて、大腸切除後の患者に係るものに限る。）</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七〇（略） （新設）</p>

○厚生労働省告示第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。  
令和五年六月三十日  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ</p>

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

(1) (略)

(2) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる要件に該当する者であつて、(ニ)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）等の質の確保に関

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

(1) (略)

(2) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる要件に該当する者であつて、(ニ)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）等の質の確保に関

する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、管理者（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等（以下「障害福祉サービス事業所等」と総称する。）、管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している（二）に定める実践研修者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた（三）に定める実践研修者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している（二）に定める実践研修者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下

する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、管理者（指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準及び障害福祉サービス基準の規定による指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所及び指定障害者支援施設等の管理者をいう。以下同じ。若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）、として現に従事している（二）に定める実践研修者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた（三）に定める実践研修者（サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している（二）に定める実践研修者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修者」という。）であること。ただし、（二）に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の（一）及び（二）に掲げる要件に該当する者であって、更新研修者でないものを更新研修者となす。

（一）（略）  
 （二） 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であって、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修者」という。）であること。  
 a 基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者（bに該当する者を除く。）であること。  
 b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第六十二条、第六十二条の四、第七十一条、第

（一）（略）  
 （二） 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であって、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修者」という。）であること。  
 a 基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。  
 （新設）

百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百十三條において準用する場合を含む。以下同じ。指定障害者支援施設基準第二十三條第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七條第二項から第四項まで（障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは障害者支援施設基準第十八條第二項から第四項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二十七條第二項から第四項まで（同令第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一條第二項から第四項まで（同令第五十七條において準用する場合を含む。）に規定する業務に従事したものであること。

c) (略)

ロ)二 (略)

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあつては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている障害福祉サービス事業所等においては、指定障害福祉サービス基準第五十八條第二項から

b) (略)

ロ)二 (略)

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあつては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設

第四項まで、指定障害者支援施設基準第二十三條第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七條第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八條第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十條第一項第四号、第七十八條第一項第三号、第百五十六條第一項第二号、第百六十六條第一項第三号、第百七十五條第一項第三号、第百七十六條第一項第二号、第百八十六條第一項第二号（指定障害福祉サービス基準百九十九條において準用する場合を含む。）、第二百六條の三第二項、第二百六條の十四第一項第二号、第二百六條の十四第二号、第二百六條の十四第三号、第二百六條の十四第四号第一項第三号、第二百六條の十四第一項第二号、第二百六條の十四第二号及び第二百六條第一項第六号、指定障害者支援施設基準第四條第一項第一号イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五條第二項、障害福祉サービス基準第十二條第一項第五号、第三十九條第一項第四号、第五十二條第一項第三号、第五十九條第一項第四号、第六十四條第一項第四号、第六十五條第一項第三号、第七十五條第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八條において準用する場合を含む。）、及び第九十條第二項並びに障害者支援施設基準第十一條第一項第二号イ(3)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二條第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

等（法第三十四條第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）（以下「指定障害福祉サービス事業所等」と総称する。）においては、指定障害福祉サービス基準第五十八條第二項から第四項まで、指定障害者支援施設基準第二十三條第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七條第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八條第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該指定障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十條第一項第四号及び第二十五條第二項、指定障害者支援施設基準第四條第一項第一号イ(3)、第五條第二項及び附則第四條第二項、障害福祉サービス基準第十二條第一項第五号及び第九十條第二項並びに障害者支援施設基準第十一條第一項第二号イ(3)、第十二條第二項及び附則第四條第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

<p>へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」という。)について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。)であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。)、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。</p> <p>ト (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについて、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。</p> <p>ト (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

○厚生労働省告示第二百二十四号

平成十年厚生省告示第四百十号をもつて告示した指定登録機関財団法人美容師美容師試験研修センターの主たる事務所の所在地を、令和五年七月一日をもつて、次のとおり変更する旨の届出を受理したので、美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項の規定に基づき告示し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

変更前の所在地 東京都江東区有明三丁目一番地二十五  
 変更後の所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

○経済産業省告示第九十一号

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和五年六月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

番号	業 種	指 定 期 間
一	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)	令和五年七月一日から同年九月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業(石炭選別業を含む)	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	ぎょう灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	耐火粘土鉱業	
十五	ろう石鉱業	
十六	ドロマイト鉱業	
十七	長石鉱業	
十八	けい石鉱業	
十九	天然けい砂鉱業	
二十	ペントナイト鉱業	
二十一	けいそう土鉱業	
二十二	滑石鉱業	
二十三	他に分類されない鉱業	
二十四	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)	
二十五	造園工事業	